

ISPM15「国際貿易における木材こん包材の規制」付属書

2017年の加盟国協議（2017年7月～9月）において我が国から提出したコメントの反映状況（各国・地域から約100のコメントが提出）

① 各国協議された基準案の概要	② 我が国コメントの概要	③ 協議後の変更点の概要
<p data-bbox="147 408 779 496">付属書1：木材こん包に関連する承認された処理</p> <p data-bbox="147 504 779 592">フッ化スルフリル処理（マーク用の処理コード：SF）</p> <p data-bbox="147 600 779 735">処理時に水分含有量が60%を越えている木材こん包材は、フッ化スルフリルで処理してはならない。</p> <p data-bbox="147 895 779 1313">フッ化スルフリルによる木材こん包材のくん蒸は、表3に規定される目標温度及び最終濃度で24時間以上又は48時間以上にわたり、最低濃度-時間積（CT値）を達成する、NPPOが指定する又は承認する基準に従わなければならない。（中略）木材の最低温度は20℃以上でなければならない、最短曝露時間は表3の各温度で指定された時間以上でなくてはならない。</p>	<p data-bbox="801 600 1433 735">ISPM28に整合させるため、「60%」を、「60%（湿量ベース）あるいは75%（乾燥量ベース）」に修正。</p>	<p data-bbox="1456 600 1845 639"><u>我が国のコメントについて</u></p> <ul data-bbox="1456 647 2089 831" style="list-style-type: none"> ・コメントどおり採用され、「水分含有量が75%（乾燥量ベース）を越えている木材こん包材は、フッ化スルフリルで処理してはならない。」に修正。（パラグラフ145） <p data-bbox="1456 895 1877 935"><u>他国のコメントに基づく変更</u></p> <ul data-bbox="1456 943 2089 1126" style="list-style-type: none"> ・臭化メチルくん蒸の基準における記載（パラグラフ89）と表現を揃えるため、ガス濃度のモニタリング実施に関する記載を追加（パラグラフ146）。